

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月12日

松江地方裁判所民事部

裁判所書記官 飛 陽 介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 1日 午前 9時00分から 令和 7年10月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月14日 午後 1時10分 場 所 松江地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月31日 午前10時00分 場 所 松江地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月15日 午前10時00分から 令和 7年10月15日 午後 3時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 7 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	4,170,000 3,336,000	一括	834,000	37,801	0
1	1,680,000				
2	2,490,000				
備考	初回 (評価書)				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 出雲市高岡町 |
| | 地 番 | 7 5 2 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 4 . 5 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 出雲市高岡町 7 5 2 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 7 5 2 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 6 . 1 8 平方メートル
2 階 5 7 . 1 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月 5日

松江地方裁判所民事部

裁判所書記官 高 木 省 吾

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

売却対象外の土地(地番752番6)を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 出雲市高岡町 |
| | 地 番 | 7 5 2 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 4 . 5 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 出雲市高岡町 7 5 2 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 7 5 2 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 6 . 1 8 平方メートル
2 階 5 7 . 1 3 平方メートル |

令和7年(ケ)第 7号
令和7年 6月 5日受理
令和7年 7月10日提出

現況調査報告書



松江地方裁判所

執行官 澤 江 学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 出雲市高岡町 |
| | 地 番 | 7 5 2 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 4. 5 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 出雲市高岡町 7 5 2 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 7 5 2 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 6. 1 8 平方メートル
2 階 5 7. 1 3 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	出雲市高岡町752番地3 (住居表示 ☐ あり ☒ なし)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(A) ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物 ☐ 登記あり ☐ 未登記	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(A) ☐ その他の者() 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (所有者)	本件建物に家族と住んでいます。 建物内で猫を1匹飼っています。 本件建物に雨漏りなど不具合はありません。 I Hクッキングヒーターと給湯器はリースです。 毎月6740円のリース料を払っています。 市道と本件土地の間に私有地の752番6土地が存するとのことですが、私にはわかりません。何も問題なく、無償で通行しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

(占有等)

前述の通りである。

(物件)

I Hクッキングヒーターと給湯器は、所有者 A の所有設備ではなく、中国電力系の株式会社 エネルギア・ソリューション・アンド・サービスのリース物件である。競売の買受人は同社と何らかの契約をしなければ、リース物件は撤去されるとみられる。

(接道)

本件土地は、幅員約 4 m から 4.5 m の市道に接している。

なお、本件土地の西側に存する 752 番 6 土地は、公図上の水の東側に沿った細長い土地であるが、登記上は、地目宅地で、所有者 B となっている。同様の土地で、752 番 6 土地の南北に存する 753 番 3 土地、750 番 1 土地は、いずれも市に寄付をされている。752 番 6 土地だけが私有地のままである理由は不明であるが、形状からも市道の一部ではないかとみられ、関係人の陳述からも通行に支障はない。

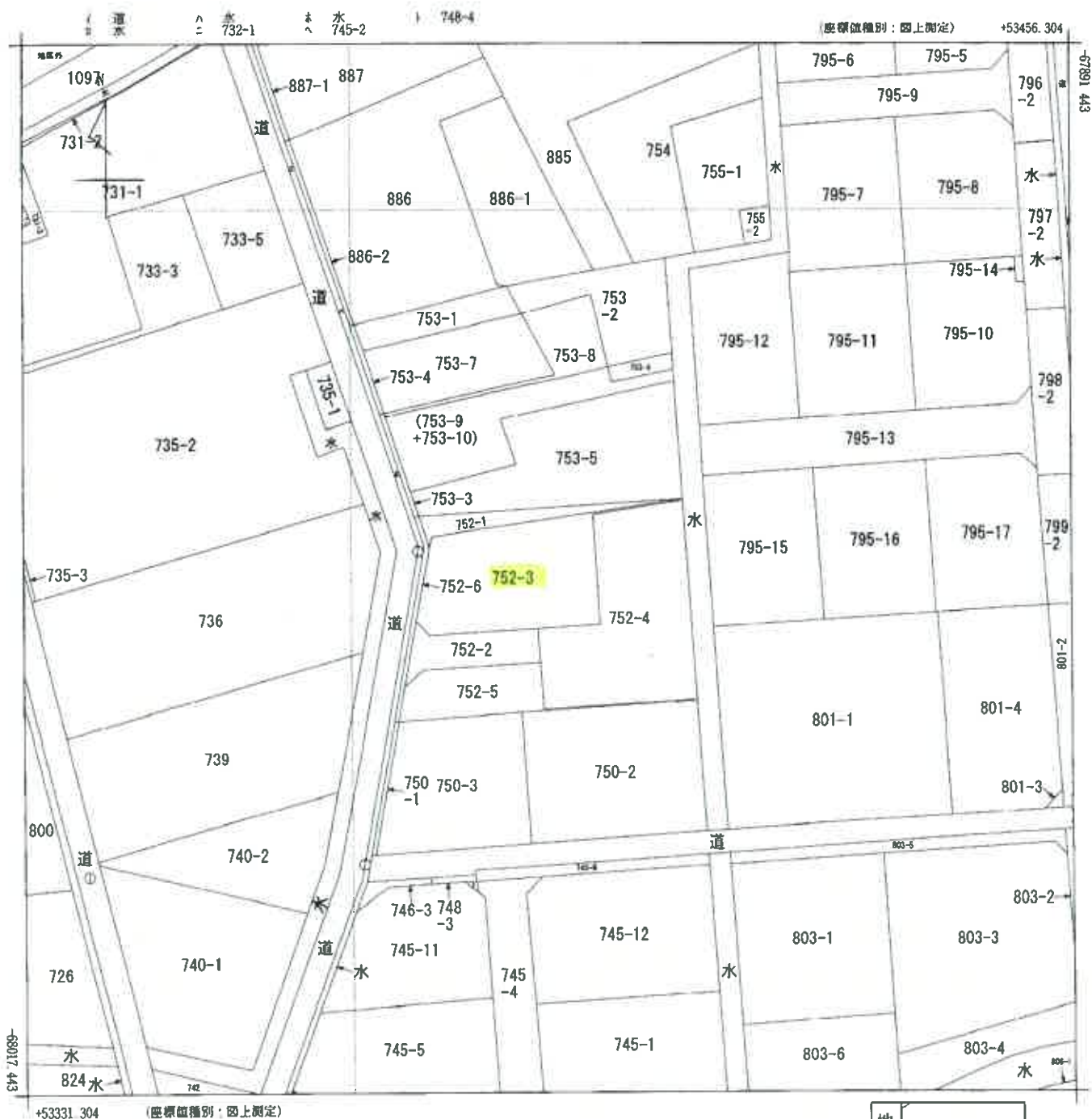
(注釈)

本報告書は、あくまでも現況調査時に関係人等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
R7年6月6日(金) 16:00 ～16:20	物件所在地(1)	物件調査, 占有調査, 計測, 写真撮影, 不在文書差置
同 日 16:25 ～16:35	松江地方法務局出雲支 局	登記簿謄本, 公図, 建物図面等交付申請
R7年6月7日(土) 9:40 ～9:45	携帯	電話(A)
R7年6月10日(火) 12:05 ～12:10	松江地方法務局	登記簿謄本, 公図, 建物図面等交付申請
R7年6月23日(月) 10:20 ～10:25	物件所在地(2)	物件調査, 占有調査, 計測, 写真撮影, 不在文書差置
R7年7月2日(水) 9:50 ～10:40	物件所在地(3)	物件調査, 占有調査, 計測, 写真撮影, 評価人同行, 面談
(特記事項)		



地番区域見出
高岡町

請求部分	所 在 出雲市高岡町					地 番	752番3					
出力縮尺	1/500		精度区分	甲三	座標系又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)			種類	地籍図
作成年月日	昭和39年1月					備付年月日(原図)	昭和55年4月1日			補事記項		

登記年月日：平成4年6月10日

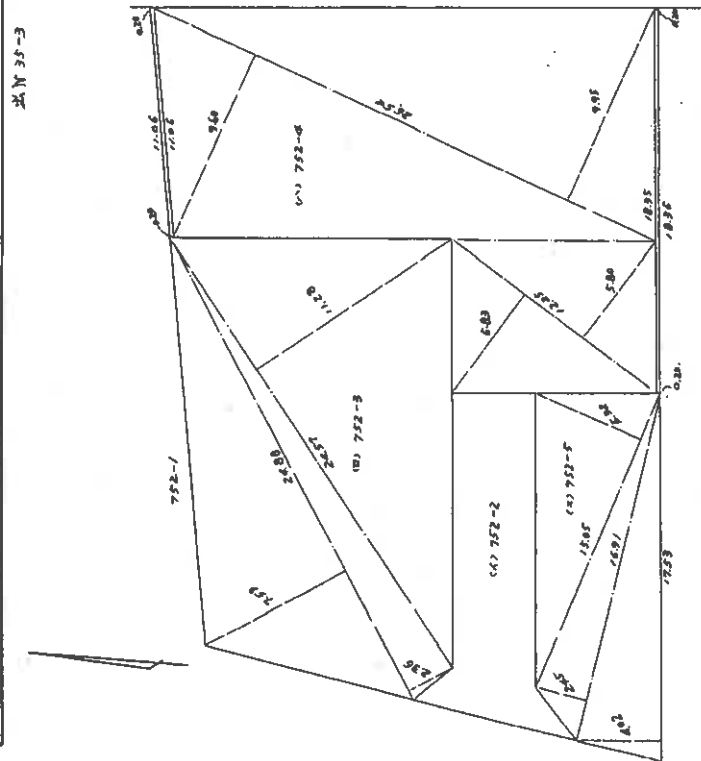
H 4.6.10

地積測量図

① 752-2-5

地番 752-2-5	土地の所在 出雲中 高岡町
---------------	------------------

- 市 場
- (a) $24.88 \times 7.57 = 188.3372$
 $24.88 \times 2.36 = 58.7168$
 $24.87 \times 1.28 = 27.7196$
 $11.06 \times 0.20 = 2.2120$
 $11.06 \times 0.20 = 2.2120$
 $\frac{1}{2} 5.27 \times 1.396 = 3.645648 \text{ m}^2$
 $\frac{1}{2} 24.45648 \text{ m}^2$
- (b) $24.50 \times 9.60 = 235.2000$
 $24.54 \times 9.95 = 244.7730$
 $12.25 \times 5.83 = 71.4175$
 $12.25 \times 5.30 = 64.9125$
 $\frac{1}{2} 64.13245 = 32.066225 \text{ m}^2$
- (c) $15.05 \times 5.32 = 79.9660$
 $16.91 \times 2.43 = 41.0913$
 $17.53 \times 4.02 = 70.4706$
 $18.35 \times 0.20 = 3.6700$
 $18.35 \times 0.20 = 3.6700$
 $\frac{1}{2} 198.9679 = 99.48395 \text{ m}^2$
- (d) $744.56945 - (a) - (b) - (c) = 65.87845 \text{ m}^2$



出 35-3

(日 録 9)

(家 録 5)

作 製 者 土地測量士 田和 年 6 月 10 日 (作製)

申 請 人

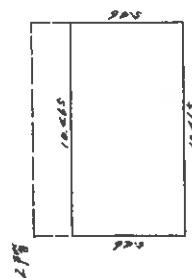
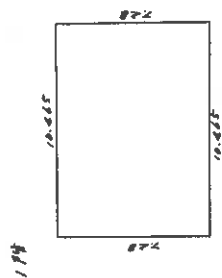
縮 尺 1/300

0134957

縮小約 70%
(A 3 → A 4 に縮小)

登記年月日：平成5年2月22日

各階平面図



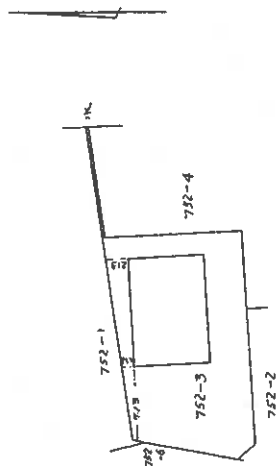
1F $10.465 \times 7.27 = 76.1852 \text{ m}^2$
2F $10.465 \times 5.46 = 57.1389 \text{ m}^2$

H5.2.42

家屋番号	752-3
建物の所在	出雲守島岡町 752-3

建物各階平面図

出 35-3



(日 12)

(建築)

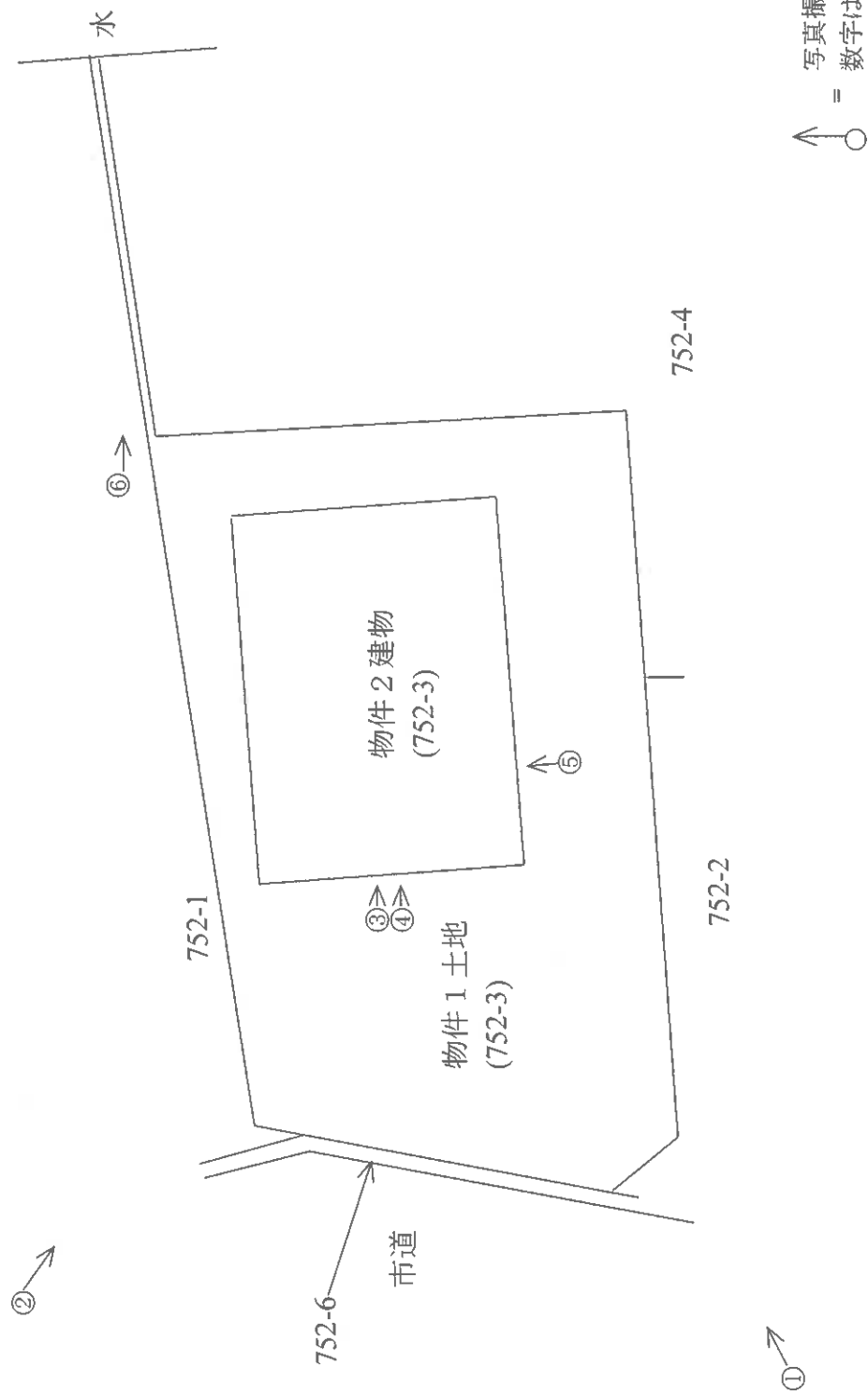
作製者	土地調査士 家屋	縮尺	1/250	申請人	縮尺	1/500
-----	-------------	----	-------	-----	----	-------

0028161 6913840

縮小約70%
(A3→A4に縮小)

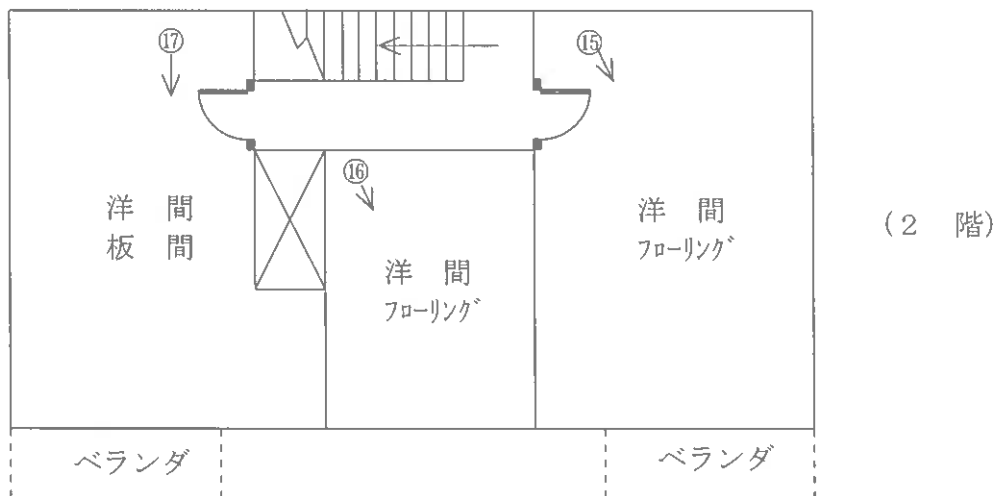
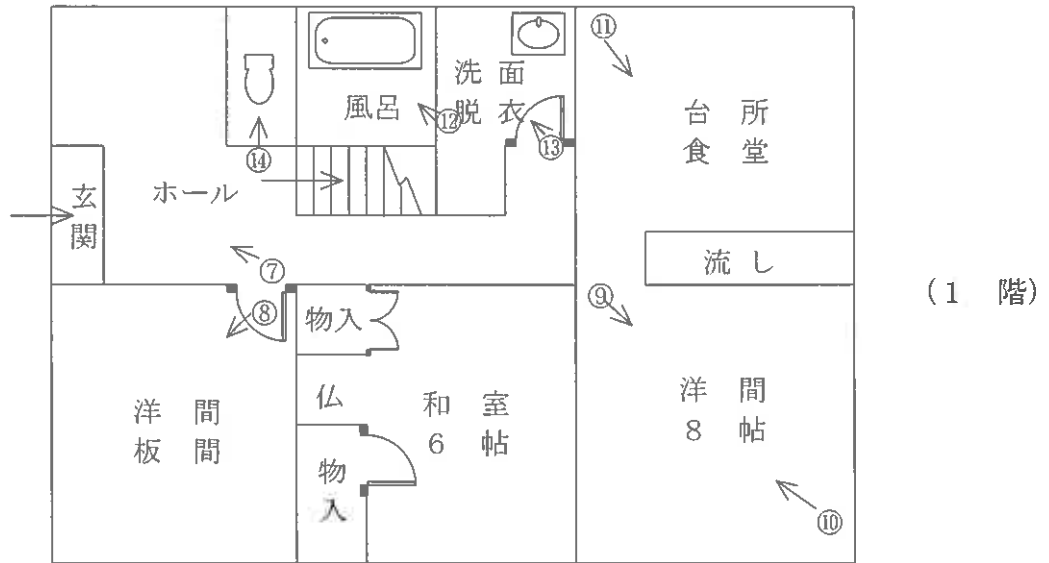
土地建物位置関係図（見取図）

本図は簡易な見取図であり，詳細な形状，配置等を表す図面ではありません。



建 物 間 取 図(見取図)

本図は簡易な見取図であり、詳細な形状、配置等を表す図面ではありません。



○=写真番号, 撮影位置

写真1



写真2



写真3

外壁の目地の修理
あと(矢印部分)



写真4

外壁の目地の修理
あと(矢印部分)



写真5

外壁の目地の状態
(矢印部分)



写真6

本件土地の東側の排水
管が埋まっていると
見られる部分(矢印部分)



写真7

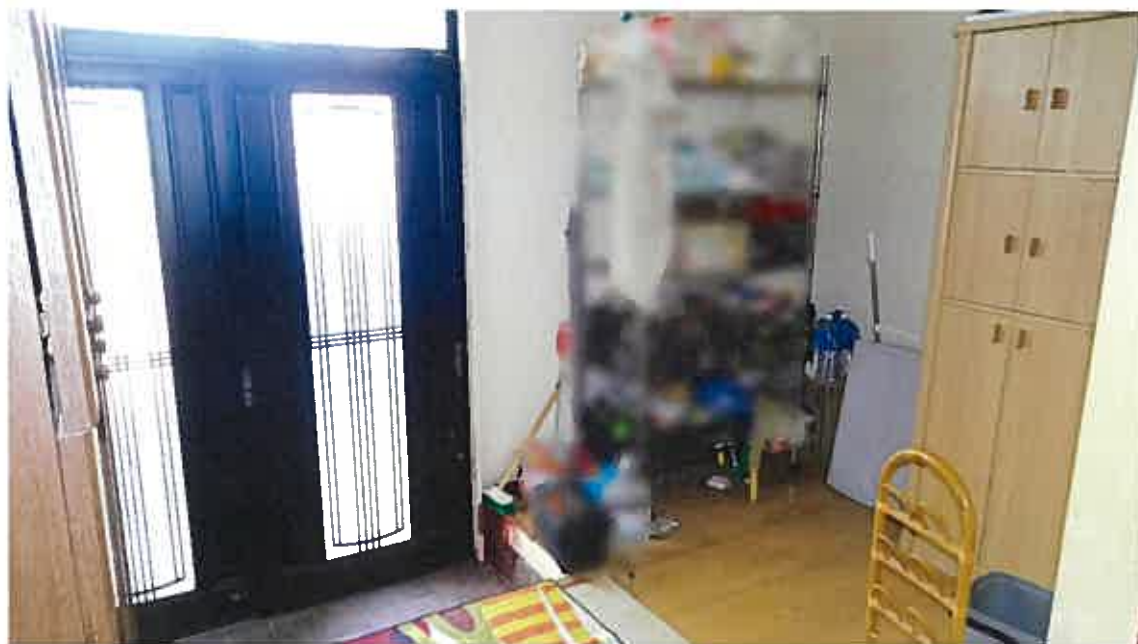


写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15



写真16



写真17



令和7年7月7日
鑑第1250701号
令和7年(ケ)第7号
令和7年7月2日現地調査
令和7年7月3日評価

松江地方裁判所民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

大野豪俊

第1 評価額

一 括 価 格	
金4,170,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金1,680,000円
物件2(建物)	金2,490,000円

- ① 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接出来ないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積	出雲市高岡町 752番3 宅地 264.56㎡	左記に同じ
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	出雲市高岡町752番地3 752番3 居宅 木造スレート葺2階建 1階 76.18㎡ 2階 57.13㎡	左記に同じ
番号	特記事項		
1・2	特記事項なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR山陰本線「出雲市」駅の北方約3.4km・道路距離	
付 近 の 状 況	出雲市のやや郊外にあって、戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。 標準的使用は、200㎡から300㎡程度の戸建住宅地である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制等	非線引都市計画区域内 用途未指定 70% 200% なし 特になし
画 地 条 件	地積 形状 間口 奥行 地勢 その他	物件1 264.56㎡ ほぼ整形画地 約 10 m 約 20 m 概ね平坦 特になし
接面道路の状況	道路種類 高低差 接面関係	西方 幅員約4mから4.5m舗装市道(建築基準法第42条2項道路) ほぼ等高接面 中間画地
土地の利用状況等	物件1土地は、後記物件2建物の敷地等として利用されている。 隣地は、戸建住宅地等である。 発令外建物 なし	
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管 : なし 下水道 : なし (注) 供給処理施設における「あり」とは前面道路に本管があり、かつ敷地内まで引き込まれている状態であることをいう。「なし」とは、それ以外の場合をいう。	
特記事項	※1 物件1土地は、長期間に亘り戸建住宅の敷地等として利用されており、過去にも有害物質使用特定施設に該当する建物の敷地として利用されていた経緯は確認できなかったため、土壤汚染の可能性は低いものと考えられるが、汚染の有無についての厳密な判断については、専門調査機関による土壤汚染調査を行う必要がある。 ※2 公図上、物件1土地と西方前面道路との間には、第三者である個人所有の752番6土地(地目:宅地、地積:12.53㎡)が介在している。 現況は市道の一部として物件1所有者を含む不特定多数の通行の用に供されているため土地利用に影響はないが、担保提供の際の審査などで障害になる可能性もあるため、第三者所有土地が介在していることについては減価要因として考慮した。 ※3 物件1土地の前面道路は、路線の一部に幅員4m未満の部分を含むため建築基準法第42条2項の適用を受けるが、物件1土地の前面は幅員4m以上確保されているため、敷地の後退義務はない。 ※4 出雲市文化財課に対する書面照会により、対象土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないことを確認した。	

2 建物の概況及び利用状況(物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成4年12月20日 新築 経過年数 約33年 経済的残存耐用年数 2年程度 増築時期(登記) なし
仕 様	構 造 : 登記に同じ 屋 根 : スレート葺 外 壁 : サイディング等 内 壁 : 合板、ビニールクロス貼り等 天 井 : ビニールクロス貼り、目すかし天井等 床 : 畳、板間等 設 備 : 特になし その他 : 特になし
床面積(現況)	1階 76.18㎡ 2階 57.13㎡
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 「現況調査報告書」の添付図面の通り
品 等	普通程度
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書に記載の通り、所有者が占有している。
特記事項	※ 使用資材は普通程度であるが、維持管理の状態に劣るため、外壁の浮きのほか、建物内部も床や内壁に汚損が多く見受けられるなど、経年以上の物理的減価が生じている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	23,500	0.90	264.56	1.00	5,595,000円

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ、標準価格を査定した。

地価調査 出雲(県)-9

<物件1>

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格 $a \times b \times c \times d = e$
25,900円/㎡	$\frac{100.0}{100}$	$\frac{100}{102}$	$\frac{100}{108}$	23,500円/㎡

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正: + 2 (方位 + 2 %)

◇地域格差: 街路条件、交通接近条件、環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差: 近隣地域の標準的な画地と比較した対象物件の個別的要因

<物件1>

道路との関係位置	0.90
相乗積	0.90

ウ 地積: 登記数量による

エ 建付減価補正率: 周辺環境との適合状況、建物老朽化の程度などを総合的に勘案して判定した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	168,000	133.31	0.060	1,344,000

ウ 現価率:

<物件2>

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
33 年	2 年	35 年

残価率	観察減価
3 %	30 %

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) \div 0.060$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権割合 イ		建物帰属割合 ウ		敷地利用権価格 (円) ア×イ×ウ
1	5,595,000	50%	法定地上権	100%	物件2	2,798,000

イ 敷地利用権割合： 物件1土地について、物件2建物のための法定地上権が成立する場合に該当するものと判断し、地域的実情等も考慮した法定地上権割合として50%を採用した。

ウ 建物帰属割合： 建物の配置状況等から、物件2の敷地として利用されている部分を上記の通り判定した。

② 評価額

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	5,595,000	- 2,798,000	1.00	1.00	0.60	1,680,000
2	1,344,000	+ 2,798,000	1.00	1.00	0.60	2,490,000
一括価格(合計)						4,170,000

ウ 占有減価： 必要なし

エ 市場性修正率： 修正の必要性なしと判断した

オ 競売市場修正率： 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量した。

第6 参考価格資料

1 地価調査・標準価格〔出雲(県)-9〕

所 在:出雲市武志町891番6(宅地)

価 格:25,900円/㎡

位 置:一畑電車「武志」駅から道路距離約300mに位置する

価格時点:令和6年7月1日

地 積:223㎡

供給処理施設: 水道

接面街路:南東方4.5m市道に接面

用途指定等:非線引都市計画区域内・用途未指定(建ぺい率70%, 容積率200%)

地域の概要:中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

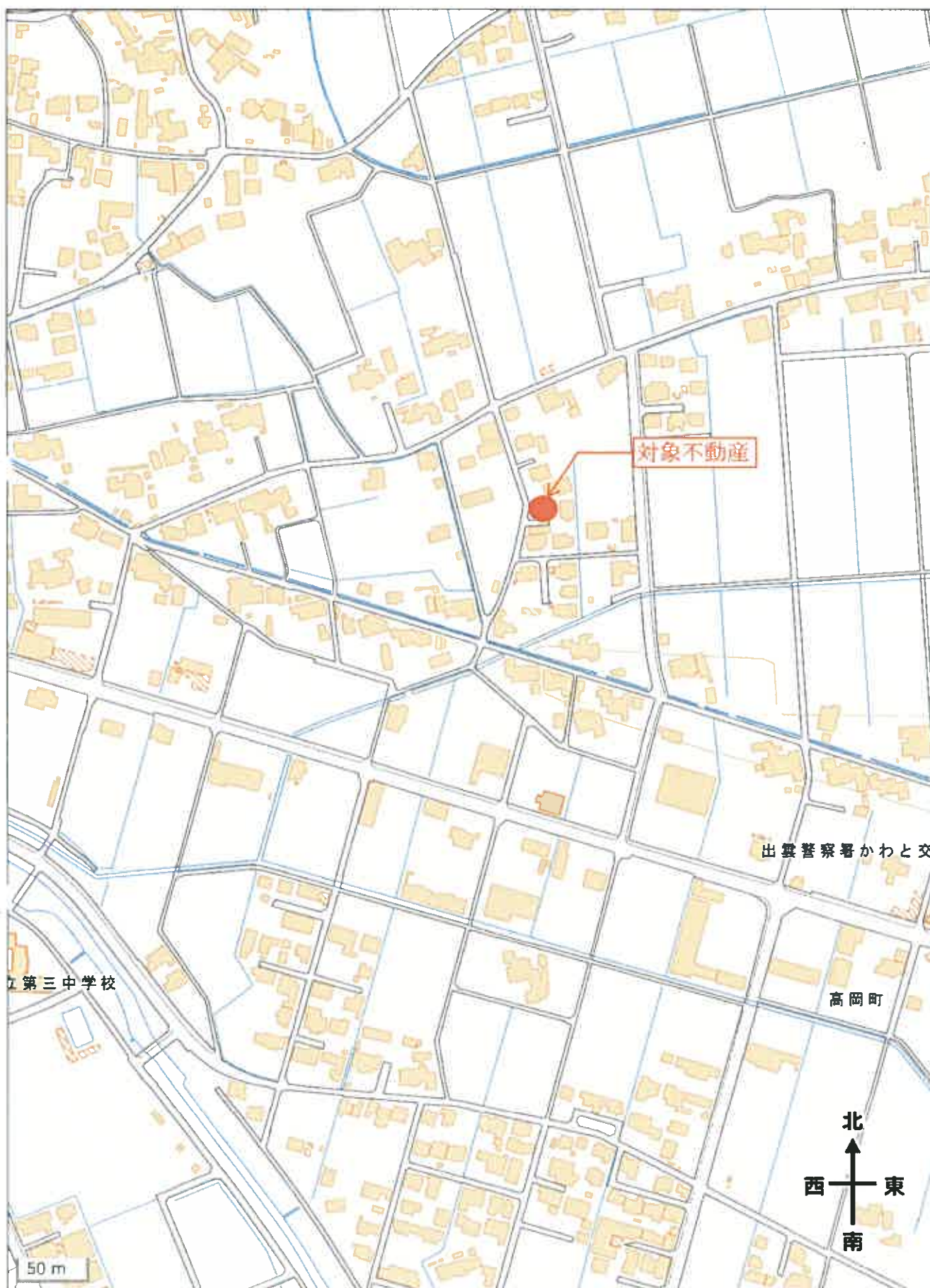
2 固定資産税評価額(令和7年度)

物件1	3,136,094 円	(1㎡当たり	11,854 円)
	課税面積	264.56 ㎡	
物件2	1,869,896 円	(1㎡当たり	14,027 円)
	課税面積	133.31 ㎡	

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の付近地図〔国土地理院ウェブサイト(電子国土web)の地図〕
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面(法務局備付)





地番区域見出
高岡町

請求部	所在	出雲市高岡町				地番	752番3			
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和39年1月			備付年月日(原図)	昭和55年4月1日			補記事項		

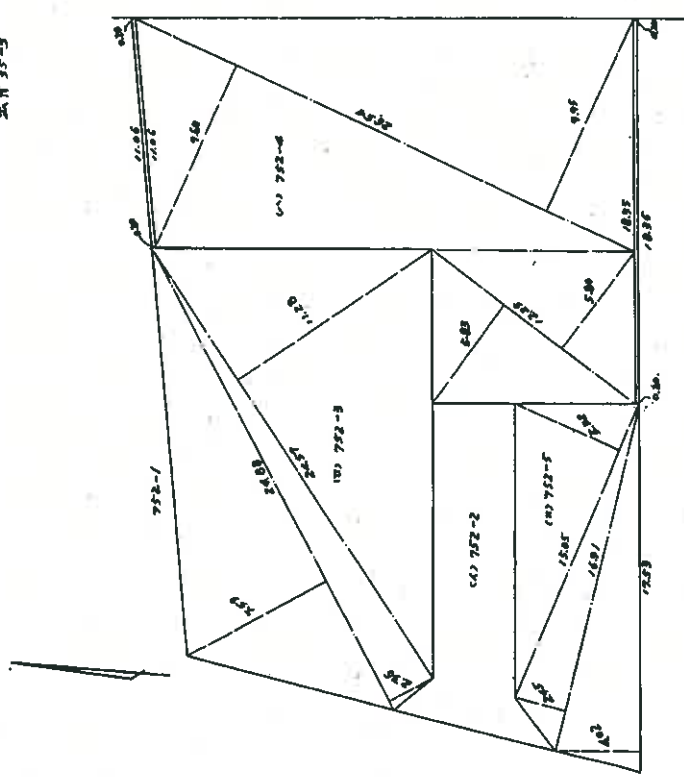
A3からA4相当に縮小複写(縮小率約70%)

① 752-2-5 H 4.6.10 地 積 測 量 図

地 番 752-2-5	752-2-5 752-2-5 752-2-5
土地の所在 出雲市 高岡町	

出 35-3

- 平 積
- (a) $24.88 \times 2.57 = 62.952$
 $24.88 \times 2.16 = 53.728$
 $24.57 \times 11.28 = 277.1496$
 $11.06 \times 0.20 = 2.2120$
 $11.06 \times 0.20 = 2.2120$
 $\frac{1}{2} \times 52.91296$
 $\frac{1}{2} \times 264.5640 \text{ m}^2$
- (b) $24.57 \times 9.60 = 235.8720$
 $24.57 \times 9.95 = 244.7235$
 $12.25 \times 5.83 = 71.4175$
 $12.25 \times 5.80 = 71.0500$
 $\frac{1}{2} \times 661.3245$
 $\frac{1}{2} \times 330.66225 \text{ m}^2$
- (c) $15.05 \times 5.32 = 79.9660$
 $16.91 \times 2.43 = 41.0913$
 $17.23 \times 4.02 = 69.4646$
 $12.25 \times 0.20 = 2.4500$
 $13.25 \times 0.20 = 2.6500$
 $\frac{1}{2} \times 192.9619$
 $\frac{1}{2} \times 99.48395 \text{ m}^2$
- (d) $764.56965 - 79.9660 - 41.0913 - 69.4646 - 2.4500 - 2.6500 = 651.98775 \text{ m}^2$



(北側面)

(面積算)

作製者	申請人	縮尺	1/200
-----	-----	----	-------

0134957

A 3 から A 4 相当に縮小複写 (縮小率約 70%)

登記年月日：平成5年2月22日

各階平面図

H5.2.12

建物各階平面図

家屋番号

752-3

建物の所在

大塚市高岡町

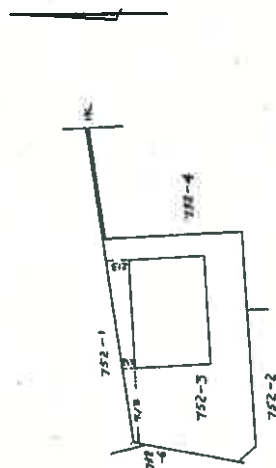
752-3

北



1階 10.465 x 7.275 = 76.1852 m²

2階 10.465 x 5.46 = 57.1359 m²



(北側)

作製者

縮尺 1/200

申請人

縮尺 1/500

0028161

9918500

建物図面

A3からA4相当に縮小複写（縮小率約70%）

これは、法務局備付の図面に記載されている図面の写しである。
現状については、「現況調査報告書」の土地建物位置関係図を参照のこと。

請求番号：25-4